# 事業継続力強化支援事業の目標

### I.現状

は下記に記載。

### (1)地域の災害等リスク

新庄市は、山形県の北端に位置し、秋田県や宮城県と隣接しており、東西の距離17km南北の距離27kmと南北にやや長く、周囲を奥羽山脈や出羽山地に囲まれた新庄盆地の中心に位置している。

新庄市は 最上川やその支流が流れており、周囲の山々からの水が集まる盆地地形に位置している。最上川は大雨時に水量が急激に増える可能性があり、特に梅雨時期や台風の接近時に川の氾濫が懸念される。新庄盆地は比較的低地であるため、洪水リスクが高い地域もある。新庄市は豪雪地帯としても有名で、冬には大量の雪が降り積もり、積雪は市民生活やインフラに影響を及ぼすこともある。これまでも多くの災害が発生しており、近年では令和6年7月25日の24時間降水量が361mmを観測し

(アメダスより)、史上1位を更新。ここ数年の被害状況

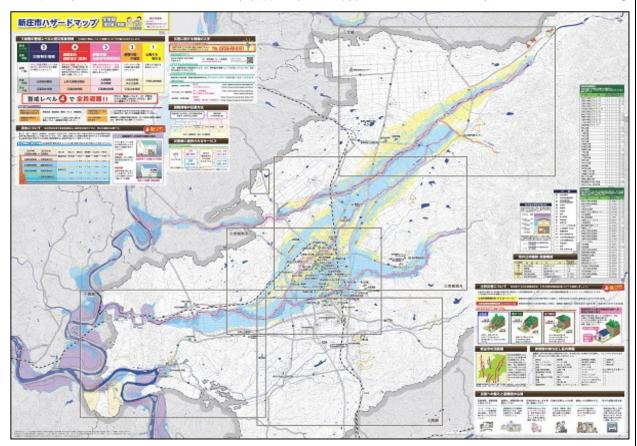


災害の種類	災害発生年	災害の概要
水害	令和4年6月27日	避難指示:68世帯・207人 住宅床上浸水:2棟 住宅床下浸水:8棟
水害	令和6年7月25日	緊急安全確保:13,527世帯・32,141人 人的被害:死亡:2名・軽傷3名 住宅被害:全壊1棟・大規模半壊1棟、中規模半壊1 棟・半壊13棟・準半壊7棟・一部破損42 棟・床上浸水1棟・床下浸水104棟 非住宅被害:浸水被害等11棟 土砂災害:9件 市道の道路崩壊等:32路線62箇所 他河川・農地・農工業施設等多数被害箇所有
土砂災害	平成 30 年 8 月 5 日	豪雨による地すべり 本合海字矢筈山
豪雪災害	令和4年2月4日~	豪雪対策連絡会議 最大積雪深:176cm 人的被害:死亡:1名・重傷5名・軽傷7名 住宅被害:全壊1棟・一部破損2棟 非住家被害:全壊5棟・半壊1棟

### (洪水:ハザードマップ)

新庄市のハザードマップによると河川氾濫の危険性が認められるのは、最上川、泉田川、指首野川、 升形川、大以良川となっており、市街地を流れる指首野川においては氾濫危険水位が 1.3mと他の 河川より低く浸水の危険も高い。

新庄商工会議所及び新庄市役所の所在地である住吉町・沖の町は、1階が水没する程度(0.5~3m)の浸水が予想されているほか、商業地域の大部分で0.5mから3mの浸水が予想されている。



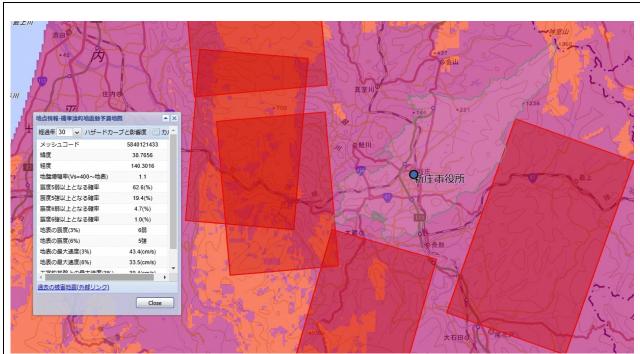
### (土砂災害:ハザードマップ)

山間部が多い新庄市では、斜面崩壊や土石流などの土砂災害も発生しやすい。特に長期間の大雨や 地震の後には、斜面が不安定になりやすいため、居住地や交通インフラへの影響が懸念される。 土砂災害警戒区域に指定されている場所も多く、警戒が必要となっている。

### (地震:J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度 5 弱以上の地震が今後 30 年間で 60%以上の確率で発生すると言われている。

東北地方全体が地震の多い地域であり、新庄市もその影響を受ける可能性がある。新庄市付近は、 特に日本海側のプレート境界に近いため、強い地震が発生するリスクがある。また、新庄市近辺に 活断層もいくつか存在することから、局地的な地震被害の可能性も考えられる。



2024 年(NIED 作成版)J-SHIS 地震ハザードステーション

# (豪雪災害)

新庄市では、冬になると積雪が 1~2 メートルを超えることもあり、以下のような災害リスクがある。 交通 障害:大雪により道路が埋もれ、除雪が追いつかない場合、交通が麻痺する恐れがある。 特に、国道や市内道路での通行止めや渋滞が発生し、生活物資や緊急物資の輸送が 遅れることが考えられる。また、鉄道やバスなどの公共交通機関も影響を受け、 運休や遅延が生じることも考えられる。

建物の倒壊:重い雪が長期間積もることで、住宅や施設の屋根に負担がかかり、倒壊する危険がある。

### (2)商工業者の状況

- · 商工業者数 1,838 人
- · 小規模事業者数 1,456 人

令和3年(2021年)経済センサスによると、新庄市の商工業者数は1,838事業所、うち小規模事業者数は、1,456事業所となっており、小規模事業所の全体に占める割合は約79%となっている。

### ■新庄市の業種別商工業者数及び小規模事業者数(経済センサスー令和3年)

業種	商工業 者数	小規模 事業者数	備考 (事業所の立地状況)
農林漁業	19	17	市内に広く分布している
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	
建設業	197	177	市内に広く分布している
製造業	170	124	市内に広く分布している 他、主に工業団地(新庄中 核工業団地、新庄横根山工 業団地)に 67 社立地
電気・ガス・熱供給・水道業	4	2	市内に広く分布している
情報通信業	8	6	市内に広く分布している
運輸業、郵便業	36	22	市内に広く分布している
卸売業、小売業	492	325	市内に広く分布している
金融業、保険業	42	34	市内に広く分布している
不動産業、物品賃貸業	108	105	市内に広く分布している
学術研究、専門・技術サービス業	64	48	市内に広く分布している
宿泊業、飲食サービス業	294	249	市内に広く分布しているが、 宿泊業は新庄駅周辺に多い。
生活関連サービス業、娯楽業	240	221	市内に広く分布している
教育、学習支援業	30	28	市内に広く分布している
医療、福祉	37	37	市内に広く分布している
複合サービス事業	12	11	市内に広く分布している
サービス業(他に分類されないもの)	85	50	市内に広く分布している
合計	1,838	1, 456	

# (3)これまでの取り組み

新庄市の取り組み

- 新庄市国土強靭化地域計画の策定。
- ・新庄市地域防災計画の策定、防災訓練の実施。
- ・新庄市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定。
- ・新型コロナウイルス感染症に係る対策本部会議での取り組み。
- ・防災無線及びSNSを活用した迅速な防災・安全情報の提供。
- ・関係自治体及び民間業者との災害関係応援協定の締結。
- ・豪雪時の豪雪対策本部での取り組み。

新庄商工会議所の取り組み

- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・定期的な BCP 策定セミナーの開催

#### Ⅱ 課題

- (1) 事業者BCPの策定が進んでいない
- ・当地域は、地震・風水害など大規模な自然災害が比較的少ない地域と言われているため、 事前対策を行わない事業者も少なくない状況である。しかし令和6年7月25日からの大雨に よる甚大な被害を受けたことから、事前対策の必要性を認識することが重要である。
- ・既にBCPを策定している事業者は、管内事業者の中でもごく一部の事業者に限られ、特に経営 資源が不足している小規模事業者はそのほとんどが策定していない状況である。
- ・事業者BCPの策定に関する管内全体の取り組み状況は、まだまだ普及・啓発段階にあり、事業 者独自の策定の動きやこれらを支援する当会議所の取り組みも本格化していないのが実態である。

#### (2) マンパワー不足

- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員がなく、保険・共済に対する助言を行える 当所職員が不足している。
- ・通常の経営支援の他、経営発達支援計画に伴う支援も行なっている中で、防災対策まで手が回らず当会議所は勿論、事業者BCP策定への支援も十分とは言い難い。
- ・専門家や損保会社等との連携によって職員の支援スキル習得が必要である。

#### (3) 感染症への対策

・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者 を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクフ ァイナンス対策としての保険の必要性を周知するなどが必要である。

#### Ⅲ 目標

#### (1)事業者 BCP 策定支援強化

・管内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損害保険会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者の BCP 策定支援を強化する。

# (2)速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

- ・発災時、非常における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会議所と新庄市の間における 被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後の速やかな復興支援策や域内における感染症発時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関と連携体制を平時から構築する。

#### (3)支援スキルの習得や支援体制の確立

マンパワーの不足に対応するために、専門家と連携して支援にあたる。また、中小機構が提供 する支援者向けセミナーを受講するなどして、職員の支援スキルを向上させる。

# 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

- (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和7年4月1日~令和12年3月31日)
- (2) 事業継続力強化支援事業の内容 新庄商工会議所と新庄市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

# <1.事前の対策>

新庄市の地域防災計画、山形県新型インフルエンザ等対策行動計画について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

### 1)小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時や窓口相談業務において、ハザードマップなどを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策について説明する。
- ・当会議所の会報誌をはじめホームページ、各種SNSなどにおいて、国の施策の紹介や リスク対策の必要性、損害保険の概要、セミナーなどの周知を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、管内事業者に対し、普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、 損害保険の紹介等を実施する。

#### 2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

・事業継続計画(令和7年度より計画策定に着手する)

### 3)関係団体等との連携

- ・もがみ北部・南部商工会とのネットワーク会議において、事業継続計画策定に関する情報交換や 研修会を開催する。
- ・山形県火災共済協同組合、東京海上日動火災保険、中小機構と連携し、BCP 策定の普及啓発 セミナーや個別相談会を開催する。
- ・関係機関へ普及啓発ポスターの掲示を依頼する。

#### 4)フォローアップ

- ・当会議所で実施している会員実態調査にて管内事業者の事業者 BCP 等取り組み状況の確認を行い、 調査結果をもとにフォローアップにつなげていく。
- ・当会議所にてBCP策定の普及啓発セミナーや個別相談会に参加した事業者に対して、事業者 BCP策定の支援を行う。必要があれば専門家派遣制度を活用、損害保険会社等と連携してBCP 策定支援を行う。
- ・新庄市と被害状況や新情報等を共有する他、必要に応じて連絡会議を開催し、状況確認や改善点に ついて情報を共有する。

### 5) 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害が発生したと仮定し、新庄市との連絡ルートの確認を行う(訓練は必要に応じて実施する)

#### <2.発災後の対策>

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一とし、その上で下記の手順で地区内の被害状況を 把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内をめどに職員の安否報告を行う。
  - 具体的には、発災時には携帯電話(通話)での連絡が困難になる可能性があるため、事前に定める連絡網の利用を原則とし、連絡可能な通信手段を用いて、企業支援課所属職員にあっては、事務局長に総務課所属職員にあっては総務課長に安否報告と業務従事の可否報告を行う。併せて、把握出来得る大まかな被害状況(家屋被害・道路状況等)について情報収集し報告をする。
- ・各課所属職員において、報告すべき事務局長・課長に連絡がつかない場合、企業支援課所属の職員にあっては、総務課長もしくは専務理事に、総務課所属職員にあっては事務局長もしくは 専務理事に報告する。
- ・当該報告を受けた事務局長並びに総務課長は、当該報告の内容を専務理事へ報告し、専務理事は 会頭に対し報告を行う。あわせて当会議所、新庄市など関係機関で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい 等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、山形県新型インフルエンザ等対策本部設置に基づき当会議所による感染症対策を行う。

#### 2)応急対策の方針決定

・安否確認や大まかな被害状況等を把握、共有した時点において、当会議所と新庄市との間で、 被害状況や被害規模に応じた応急対応の方針を決める。ただし、職員自身の目視で命の危険を 感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤す る。

3)被害規模の目安	と想定する応急対策の内容(判断基準)	
被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	1. 地区内の10%程度の事業所で「屋根や 看板が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」 等の被害が発生している。 2. 地区内の1%程度の事業所で「床上 浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大 きな被害が発生している。 3. 被害が見込まれる地域において、連 絡が取れない、もしくは、交通網の 遮断等により確認が取れない。	①緊急相談窓口の設置・相談業務 ②被害調査・経営課題の把握業務 ③復興支援策を活用するための 支援業務
被害がある	1. 地区内の 1%程度の事業所で「屋根や 看板が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等 の被害が発生している。 2. 地区内の 0.1%程度の事業所で「床上 浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大き な被害が発生している。	①応急相談窓口の設置、相談業務 ②被害調査、経営課題把握
ほぼ被害がない	目立った被害の情報がない	特に行わない

<sup>※</sup>なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

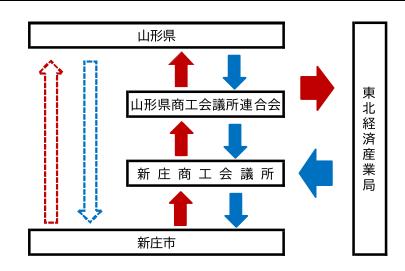
・本計画により、新庄商工会議所と新庄市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

期間	情報共有する間隔
発生後~3日間	1日に2回共有する
3日間~2週間	1日に1回共有する
2週間~1ケ月	2日に1回共有する

・感染症に関しては、山形県で作成した「新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な 情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

# <3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>※下図は、連絡ルート

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・新庄商工会議所と新庄市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、 商品等)の算定方法についてあらかじめ確認しておく。
- ・新庄商工会議所と新庄市が共有した情報を、新庄商工会議所又は新庄市より山形県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や山形県等からの情報や方針に基づき、新庄商工会議所と新庄市が共有した 情報を山形県商工会議所連合会を通して山形県に報告する。



#### <4.応急対策時の地域内小規模事業者に対する支援>

### 1)特別相談窓口の開設

- ・相談窓口の開設方法について、新庄市と協議し、安全性が確認された場所に特別相談窓口を開設する。また国や山形県からの要請があった場合においても特別相談窓口を設置することとする。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### 2)地区内小規模事業者等の被害状況の確認

・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。詳細確認にあたっては、被害項目を 予め記載した相談シートを作成し、迅速な被害状況の把握に努める。

### 3)被災事業者施策の周知

・応急時に有効な被災事業者施策(国・県・市等の施策)について、地区内小規模事業者へ電話・ホームページ、会報等、可能な限りのあらゆるツールにより情報発信する。

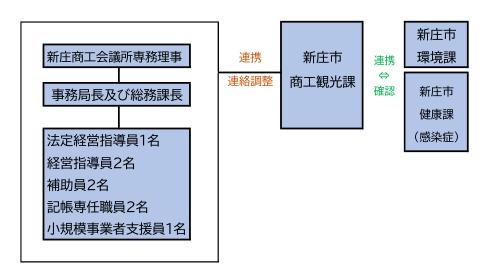
# <5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・国・県の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を 山形県商工会議所連合会及び山形県等に相談する。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県に報告する。

#### 事業継続力強化支援事業の実施体制

(2024年12月現在)

(1) **実施体制**(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
  - ①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 大友 琢実 (連絡先は後述(3)①参照)

- ②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。
- ・本計画の具体的な取組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認 、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)
- (3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先
  - ①商工会議所

新庄商工会議所 企業支援課

〒996-0022 山形県新庄市住吉町3番8号 TEL:0233-22-6855 / FAX0233-22-6857

E-mail: shinjyou@sjcci.or.jp

②関係市町村

新庄市商工観光課

〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号

TEL: 0233-22-2111 FAX: 0233-22-0989

E-mail: syoukou@city. shinjo. yamagata. jp

(別表3) 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

				,	1 1 1 3 /
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和11年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・専門家派遣	50	50	50	50	50
・セミナー開催費	200	200	200	200	200
・パンフ・チラシ	50	50	50	50	50
作成費					

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること

# (別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携 して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

	連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所
	並びに法人にあっては、その代表者の氏名
	連携して実施する事業の内容
1	
2	
3	
•	
•	
•	は様して古坐とはたより本の仏内
	連携して事業を実施する者の役割
1	
2	
3	
	連携体制図等
1	
2	
3	
3	
3	
3	
3	